

第2章 地域支援事業

地域支援事業とは、介護や支援等が必要となる前から連続的に、かつ、一貫性をもった介護予防の取り組みを総合的に構築し、介護や支援が必要になっても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、地域包括ケアの推進のために実施する事業である。

1 介護予防事業

(1) 介護予防一般高齢者施策

全高齢者を対象とする介護予防事業であり、介護予防事業に関する知識の普及啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成支援を行う。

ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識や自宅でできる体操などの技術の提供等について、冊子やチラシによる啓発のほか、地域に出向き、介護予防教室を行うなどの介護予防知識の一層の推進を図る。

表 3-50 介護予防普及啓発事業の見込み数

事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防教室等の参加延べ人数	12,600 人	14,900 人	15,600 人	16,200 人

イ 地域介護予防活動支援事業

介護予防事業に関わるボランティア等の人材育成や地域活動組織の育成支援を引き続き推進する。

表 3-51 地域介護予防活動支援事業の見込み数

事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域介護予防活動支援事業 (介護予防サポーター養成講座受講者数)	40 人	30 人	30 人	30 人

(2) 介護予防二次予防事業対象者施策

介護予防事業の対象となる二次予防事業対象者に対する事業であり、通所又は訪問により、要介護状態になることの予防を目的とした介護予防に資する事業を実施する。

ア 二次予防事業対象者把握事業

要支援、要介護状態になるおそれの高い、生活機能の低下が疑われる高齢者を把握するために、65 歳以上の市民を対象に、健診等の機会に生活機能のチェックを行い早期把握に努める。また、要介護認定非該当者や医療機関をはじめとする関係機関・本人・

家族・民生委員・地域住民からの連絡、地域包括支援センターの訪問、相談活動等を通じて把握する。

二次予防事業対象者として把握された人については、本人の同意のもと地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを実施し、生活機能低下を予防するための介護予防事業を実施する。

表 3-52 二次予防事業対象者把握事業の見込み数

事業名	計画値			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活機能評価実施者数	13,600 人	14,530 人	15,160 人	15,780 人
二次予防事業対象者の把握数	2,930 人	3,130 人	3,260 人	3,400 人

a 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業で把握された二次予防事業対象者を対象に、介護予防ケアマネジメントにもとづき通所により、「運動器の機能向上」「口腔機能の向上」「栄養改善」のプログラムを実施し、生活機能の低下を予防する。

表 3-53 はつらつ高齢者の会(通所型介護予防事業)の見込み数

事業名	計画値			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運動器の機能向上	延べ人数 1,650 人	延べ人数 2,100 人	延べ人数 2,200 人	延べ人数 2,300 人
口腔機能向上	延べ人数 320 人	延べ人数 490 人	延べ人数 510 人	延べ人数 540 人
栄養改善	延べ人数 50 人	延べ人数 70 人	延べ人数 75 人	延べ人数 80 人

b 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された二次予防事業対象者のうち、閉じこもり等で通所型介護予防事業の利用に結びつきにくい高齢者を対象に、必要に応じて保健師等がその居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する。

表 3-54 訪問介護予防事業の見込み数

事業名	計画値			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問介護予防事業	0 人	延べ 20 人	延べ 20 人	延べ 20 人

2 包括的支援事業

(1)介護予防ケアマネジメント事業

高齢者（二次予防事業対象者）の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とする介護予防事業および要介護認定において要支援の認定を受けた高齢者に対する予防給付に関するケアマネジメントを実施する。

(2)総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域において、その人らしい生活を続けていくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、相談を受付、介護保険サービスにとどまらず適切なサービスにつないでいくため、①地域におけるボランティア団体、保健・医療・福祉関係者とのネットワークづくり、②高齢者の心身の状態や生活環境等の実態調査、③各種サービスの情報提供や利用支援及び初期相談から継続的な相談活動を実施する。

(3)権利擁護事業

高齢者虐待の防止や養護者に対する支援等、高齢者の権利擁護に資するため、平成 20 年 10 月に宝塚市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置した。引き続き、関係機関・団体等と連携、協力体制を推進し、高齢者虐待の防止、早期発見及び見守り支援等の広報、啓発に努めていく。また、認知症等で判断能力が低下した高齢者に対する成年後見制度の普及啓発や相談会の開催、消費者被害の未然防止、被害救済に対する関係機関等への連絡など人権や財産を守る権利擁護のための支援を引き続き行っていく。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント事業

支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり、地域におけるボランティア、NPO等の社会資源、保健、医療、福祉関係者との連携、協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築を行う。

3 任意事業

在宅で要介護者を介護する家族を支援するため、徘徊高齢者家族支援サービスなど必要な事業を行うほか、高齢者が地域において自立した日常生活を送ることを支援するため、高齢者住宅生活援助員派遣事業や成年後見制度利用支援事業、栄養改善が必要な高齢者への配食サービスなど必要な事業を行う。

表 3-55 平成 21 年度～平成 23 年度の実績と見込み数

		実績値			計画値		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護支援事業	徘徊高齢者家族支援サービス(人)	12	5	11	11	12	13
	在宅高齢者介護手当支給事業(人)	0	0	4	4	4	4
地域自立生活支援事業(シルバーハウジング生活援助員派遣事業)	対象戸数(戸)	139	139	139	139	139	139
	LSA (生活援助員・人)	4	4	4	4	4	4
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数 (件)	3	8	9	11	13	16
	後見報酬助成 (件)	4	2	5	8	10	12
地域自立生活支援事業(配食サービス)	人数(人)	54	47	47	50	50	52
	回数(回)	6,867	7,049	7,050	7,500	7,500	7,800

※23 年度は見込み数

4 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定と自立（非該当）の判定を行き来することにより、サービスの利用が途切れ途切れになってしまう方や、生活機能の低下や閉じこもりなどでサービス利用に結びつかない方などに対して、総合的で切れ目のないサービスの提供や円滑なサービスの導入について、国の実施方針等も踏まえつつ、また、現在行っている類似の事業や保険料への影響も考慮しながら、事業の実施の有無も含めて慎重に検討する。